

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定した「健全化判断比率」及び「資金不足比率」に係る本県の状況について〔速報〕

平成 28 年 9 月  
総務部 財政課

1 健全化判断比率（4 指標）の状況について

（参考 標準財政規模 約 3,355 億円）

（1）**実質赤字比率**（一般会計等に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率）

〈対象〉一般・公債管理・市町村振興・母子父子寡婦・小規模企業・農業改良・沿岸漁業・林業改善

〈状況〉 **全会計とも黒字（又は収支均衡）のため比率なし**

（2）**連結実質赤字比率**（全会計に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率）

〈対象〉公営企業会計を含む全会計

〈状況〉 **全会計とも黒字（又は収支均衡）又は資金不足なしのため比率なし**

（3）**実質公債費比率**（一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模を基本とした額に対する比率）

〈対象〉全会計、一部事務組合等

〈状況〉 **H25～H27 平均 13.2%**（H24～H26 平均 13.6%） **前年より改善**

（4）**将来負担比率**（公営企業、出資法人等を含めた、一般会計等が将来負担すべき実質的負担の標準財政規模を基本とした額に対する比率）

〈対象〉全会計、一部事務組合等、地方独立行政法人、地方公社・第三セクター等（道路公社・土地開発公社・損失補償を付している法人）

〈状況〉 **227.7%**（H26 230.2%） **前年より改善**

2 公営企業における資金不足比率の状況について

資金不足比率 …… 資金不足額の事業の規模に対する比率（公営企業ごと）

〈対象〉電気・工業用水道・資産運用・水道・病院・土地取得・流域下水道・港湾整備

〈状況〉 **全会計について不足額は発生しないため比率なし**

《参考》早期（経営）健全化基準及び財政再生基準について（都道府県基準）

比率名	H27 山形県	早期（経営）健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	比率なし	3.75%	5%
連結実質赤字比率	比率なし	8.75%	15%
実質公債費比率	13.2%	25%	35%
将来負担比率	227.7%	400%	
資金不足比率（公営企業ごと）	比率なし	20%	

以上

(参考)

## 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

○平成19年6月制定。平成20年4月一部施行。平成21年4月全面施行。

○健全化判断比率等の公表は平成19年度決算から、その他(財政健全化計画の策定の義務付け等)については平成20年度決算から適用。

### <1 指標整備と情報開示の徹底>

- ・毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告・公表  
①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率

### <2 自主的な改善努力による財政健全化 … 早期健全化段階>

- ・財政健全化計画の策定(議決)、外部監査の義務付け、実施状況を議会へ報告・公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣が必要な勧告を実施

### <3 国等の関与による確実な再生 … 再生段階>

- ・財政再生計画の策定(議決)、外部監査の義務付け、実施状況を議会へ報告・公表
- ・計画の総務大臣への協議が可能→同意無の場合、災害復旧事業等以外の起債を制限
- ・同意団体は、収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債が可能
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合は、総務大臣が予算の変更等を勧告

### <4 公営企業の経営の健全化>

- ・公営企業ごとの資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告・公表
- ・上記比率が経営健全化基準以上の場合は、経営健全化計画を策定(議決)
- ・その他、早期健全化段階と同様の仕組みを設定

以上